

関係各位

パイロット誌掲載内容の訂正とお詫び

日頃より協会活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
1月末に発行しましたパイロット誌 2021Winter 号の18・19ページにあります「パイロットの健康管理 豆知識 その4 2. 眼鏡の破損」の掲載内容に誤りがあることが判明いたしました。

以下のように【答え】と【解説】を訂正させていただきますので、ご確認ください。

なお当然ながら航空身体検査証明において矯正眼鏡の使用を条件とする方が予備眼鏡を携帯せずに飛行することは航空法違反となりますので、ご注意ください。

手違いによりまして、このような記事を掲載しましたことを深くお詫びいたします。
今後とも記事の掲載に当たりましては正確を期してまいりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします

【質問】

あるパイロットは近視があり眼鏡を使用しています。通常使用する眼鏡に加え、予備眼鏡を携帯しながら乗務していますが、乗務後ステイ先のホテルでうっかり落として踏んでしまい、壊してしまいました。明日は乗務しなければなりません、現在1対しかない状態になってしまいました。

眼鏡条件では、使用する眼鏡と予備眼鏡の2対を携帯しなければならないことになっています。明日は乗務の予定が入っていますが、眼鏡を新たに作成する時間はありません。

以下で正しいものはどれでしょうか。

- ①明日の乗務はできない。
- ②明日の乗務は可能である。

【答え】

- ①明日の乗務はできない。

【解説】

航空法上、眼鏡条件については通常使用する眼鏡と携帯すべき予備眼鏡があり、2対を所持していなければならないことになっています。

これは使用している眼鏡（常用眼鏡）が何らかの原因で使用できなくなった場合に、予備の眼鏡を使用することによりそのフライトを安全に終了させるためです。航空会社によっては、社内規定により、すでに開始された乗務においては予備眼鏡を使用してフライトを継続できるが、次に予定されている乗務については別の予備眼鏡がない限り乗務できないと定めています。つまり常用眼鏡が破損し、予備眼鏡一つで乗務できるのはそのフライト中のみで、フライト終了後には乗務不可になります。このようなことをふまえ、回答は①となります。